

カスタマー・ハラスメントに対する基本方針

はじめに

本学園の「人間力」とは、知識を自分の中で消化し、自在に使えるようにすることで、「知性」に変え、それを自分なりの「モノサシ」として確立することを指しています。

この「人間力」を各設置校の教育理念に組み入れ、大学部門では「人間力の形成」、高校部門では「人間力の育成」、幼稚園部門では「人間力の醸成」と定義し、日々教育活動を進めています。

その中で、一部の方から大学・高校・幼稚園に対し、不当な要求や暴言等（以下、カスタマー・ハラスメントという。）を受けることがあります。

本学園では、人権を尊重し、安心できる学びの環境及び教職員の健全な職場環境を守ることを目的に、カスタマー・ハラスメントに対する基本方針を策定いたしました。

カスタマー・ハラスメントの定義

職場において行われる学生等及び関係者の言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるものを「カスタマー・ハラスメント」と定義します（学校法人至学館ハラスメント防止等に関する規程第3条2項8号）。

対象となる行為の例

- ・身体的な攻撃（暴力、傷害）
- ・暴言、侮辱、誹謗中傷
- ・教職員の個人情報等を SNS 等へ投稿する行為
- ・教職員の人格の否定、差別的な発言
- ・長時間にわたり教職員を拘束する行為
- ・土下座や不相当な役務の提供要求
- ・教職員へのつきまとい行為、セクシャル・ハラスメント等の各ハラスメント
- ・その他、社会通念上相当な範囲を超える対応の要求

・・・等

カスタマー・ハラスメントへの対応

- ・カスタマー・ハラスメントを受けた場合、教職員のケアを最優先いたします。
- ・法人として非がある場合、その点は真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。
- ・しかしながら、要求が社会通念上の限度を超えると判断した場合、毅然と対応いたします。
- ・法人としてカスタマー・ハラスメントに該当すると判断した場合、対応を中断又は終了することがあります。
- ・悪質と判断される場合には、警察・弁護士等のしかるべき機関と連携し、厳正に対処いたします。

令和8年10月1日
学校法人 至学館